

青年部会規約

日本遊技産業経営者同友会

〒110-0005 東京都台東区上野 1-13-3MYビル 8F

Tel.03-5688-3511 Fax.03-5688-3522

<http://www.e-pachinko.com/>

日本遊技産業経営者同友会青年部会規約

施行 平成14年11月18日

第1条（名称）本会は、日本遊技産業経営者同友会青年部会（略称「青年部」）と称する。

第2条（目的）本会は、業界の後継者として日本遊技産業経営者同友会（以下「同友会」という。）の運営に寄与し、もって遊技産業界の一層の発展に貢献するとともに、会員企業業績の向上に資すること、会員相互の親睦と融和を図ることを目的とする。

第3条（事務所）本会の事務所は、同友会内に置く。

第4条（内規）本規約にあるもののほか、必要な事項は内規で定める。内規は役員会で審議策定し、総会の承認を得ねばならない。ただし緊急の場合、役員会の責任において総会前に決定することができる。

第5条（活動）本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 営業の長期的な発展を図るための調査研究
- (2) 業界の地位、経営・技術等の向上を図るための会合の開催
- (3) 営業上の防犯及び防災についての研究
- (4) 同友会の事業並びに社会公共に寄与する業界事業への協力
- (5) 会員相互のネットワークの構築
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第6条（会員の資格）本会の会員となる資格を有する者は次のすべての要件を満たす者であること。

- (1) 年齢45歳以下の者
- (2) 同友会に所属する会員
- (3) 会員企業の役員及び幹部社員等

第7条（加入）本会の会員となる資格を有する者は、役員会の承諾を得て本会に加入することができる。

第8条（脱退）会員は、本会に通知したうえで、いつでも脱退することができる。

第9条（除名）本会は、規約第5条の活動を妨げたりもしくは妨げようとしたり、または

著しく業界の信用を失墜するなどの行為をした会員を、役員会に諮り3分の2以上の賛同をもって除名することができる。

第10条（役員及び定数）本会に次の役員を置く。

- (1) 世話人 必要数
- (2) 会計 1名

第11条（役員の選任）各役員は、総会において会員が選出する。なお、総会以前に役員を決めなければならない場合、会員の3分の2以上の賛同を持って臨時に役員を選出することができる。

第12条（役員の任期）役員の任期は2年とし、再選を妨げない。補欠のため選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第13条（役員の任務）役員の任務は次の通りとする。

- (1) 世話人は担当する小部会の招集・運営の総括にあたる
- (2) 会計にあつては、会計・経理の業務を担当する。
- (3) 世話人は適宜に役員会を開催し、本会の目的を達成するための重要な案件を審議し、遂行する。

第14条（会議）本会会議は、本会議、役員会、通常総会、臨時総会とする。

- (1) 本会議は、担当理事が招集する。
- (2) 役員会は、役員が必要と認めるとき開催する。
- (3) 通常総会は、会計年度終了後2ヶ月以内に、臨時総会は役員会にて必要を認めるとき開催する。
- (4) 会員は、必要があると認めるときはいつでも世話人に対し本会議の招集を求めることができる。この請求があつたときには、世話人は役員会を招集し、本会議を開催するかどうかの決定をしなければならない。
- (5) 会議の議事は、特別な定めがない限り出席者の過半数でこれを決する。
- (6) 本会議成立要件は、会員の過半数の出席とする。

第15条（小部会）本会に、必要により小部会を置くことができる。小部会の構成、任務は役員会で定める。

第16条（顧問）本会の目的を達成するために、顧問を置くことができる。顧問は本会の運営に相談役として関与することができる。なお、顧問の定義は定めない。

第17条(費用)本会の運営及び活動に必要な費用は、同友会の賛助を得てこれにあてる。
なお、必要があるときは、役員会の決定により会員にたいして拠出を求めることができる。

第18条(会計年度)本会会計年度は、毎年3月末日に終了する。

第19条(規約の改廃)本規約は、総会の議決を得て改廃することができる。

第20条(施行)本規約は、平成14年11月18日より施行する。

付則

1. この規約は、設立日から施行する。(平成14年11月18日から施行)
2. 平成15年4月22日、一部改訂施行
3. 平成17年4月19日、一部改訂施行
4. 平成18年4月25日、一部改定施行